

北海道技能評価認定要綱

(目的)

第1条 この制度は、事業主又は事業主の団体等（以下「事業主等」という。）が行う技能評価を知事が認定することによって、広範な職種について職業能力開発の普及を促進するとともに、技能者の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「技能評価」とは、事業主等が、その雇用する労働者（事業主の団体等にあつては、その構成員である事業主が雇用する労働者をいう。）に対して、適正な技能評価をするために行う社内技能評価又は共同技能評価であつて、国が行う技能検定等の職業能力検定を補完するものをいう。

(範囲)

第3条 認定の範囲は、道内全産業のうち技能者及び技能的職種に従事している者を対象とした技能評価とする。

(認定の基準)

第4条 認定を受けることができる技能評価は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 技能評価を実施する事業主等の事業所の所在地が北海道内にあること。
- (2) 技能評価が、労働者の職業に必要な技能及び知識について行われること。
- (3) 技能評価が、直接営利を目的としないこと。
- (4) 技能評価が、定期的実施されること。
- (5) 技能評価の評価基準が、明確かつ適切であること。
- (6) 技能評価の実施方法が、公平であること。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする事業主等は、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 技能評価認定申請書（様式第1号）
 - (2) 申請年度における事業計画書及び収支予算書
 - (3) 技能評価実施規程
 - (4) 当該年度の技能評価に関する実施計画書
 - (5) その他必要な書類
- 2 前項第3号の技能評価実施規程は、技能評価に関し、次の事項を記載したものとする。
- (1) 技能評価の名称、実施職種、等級の区分及び技能評価を受けることができる要件に関する事項
 - (2) 技能評価の試験基準に関する事項
 - (3) 技能評価の実施回数、時期及び場所に関する事項
 - (4) 技能評価実施のための組織及び技能評価に当たる者の選任に関する事項
 - (5) 問題の作成及び合否の判定に関する事項
 - (6) 合格した者に対する証明に関する事項
 - (7) 技能評価の受検手数料その他技能評価を受けようとする者から徴収する費用に関する事項
 - (8) 個人情報保護に関する事項
 - (9) その他技能評価に関し必要な事項

(認定)

第6条 知事は第5条第1項の申請を受理したときは、北海道技能評価認定検討会議（以下「検討会議」という。）の意見を聴いて認定の可否を決定する。

2 知事は、前項の可否を決定したときは、当該決定の内容を申請者に通知する。

3 検討会議の組織及び運営については、別に定める。

(認定の表示)

第7条 認定を受けた技能評価を実施する事業主等(以下「認定技能評価実施者」という。)は、認定を受けた技能評価(以下「認定技能評価」という。)については、「北海道認定技能評価」の表示をすることができる。

(変更の承認等)

第8条 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程を変更しようとするときは、あらかじめ認定技能評価変更承認申請書(様式第2号)を提出して、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をするときは、必要に応じて検討会議の意見を聴くものとする。

3 認定技能評価実施者は、代表者及び事業所又は団体の所在地を変更したときは、遅滞なく、その内容を記載した認定技能評価変更届(様式第3号)を知事に届け出なければならない。

(実施計画書の提出)

第9条 認定技能評価実施者は、毎事業年度開始前に、当該年度の認定技能評価実施計画書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告書の提出)

第10条 認定技能評価実施者は、事業終了後速やかに認定技能評価実施状況報告書(様式第5号の1)を知事に提出しなければならない。

(合格証明)

第11条 認定技能評価実施者は、合格した者に交付する技能評価合格証書に、当該技能評価が認定技能評価である旨の証明が必要なときは、認定技能評価実施状況報告書及び証明申請書(様式第5号の2)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 合格者名簿(様式第6号)

(2) 技能評価合格証書

2 前項第2号の技能評価合格証書は、次の各号に掲げる事項を記載したものとする

(1) 交付番号

(2) 合格者の氏名及び生年月日

(3) 合格した職種及び等級の区分

(4) 交付年月日

(5) 技能評価に合格した旨の表記

(6) 認定技能評価実施者の代表者職・氏名及びその職印

3 知事は、認定技能評価実施者から、前第1項に掲げる申請があった場合には、内容を審査し、合格証明を行うものとする。

(資料の提出)

第12条 認定技能評価実施者は、認定技能評価の実施に関し、知事から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を速やかに提出しなければならない。

(認定技能評価の廃止の届出)

第13条 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに認定技能評価廃止届(様式第7号)を知事に届け出なければならない。

(認定の取消)

第14条 知事は、認定技能評価実施者が、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第4条の各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 第8条第1項の規定により知事の承認を受けなかったとき。

(3) 第8条第3項又は第9条から第12条までに規定する届出又は書類の提出を怠ったとき。

2 知事は、前項の処分をするときは、必要に応じて検討会議の意見を聴くものとする。

附 則

この要綱は、平成29年12月5日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行するものとする。